

今月の手話

平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまが
いっそう手話に親しめるよう、日常で使われることが
多い手話を定期的に紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3225)

その85「菜の花」

1



指文字「な」

- ① 右手で指文字の「な」を表す。
- ② 右手の指先を上にしてすばめ、ゆっくりと開きます。

今月の講師 上川北部聴覚障害者協会(※) 森 幸子さん
※和寒町から中川町までの広域に住んでいるろう者が集まり活動しています。

2



花

名寄手話の会では、手話を学び福祉
向上に関わる活動をしています。

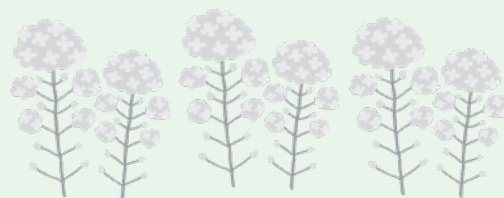
ぜひ見学にお越しください。

お待ちしております。

名寄市総合福祉センター(西2南11)

毎週火曜日19:00～

毎週土曜日10:00～



スマホからのお試しで美容液を 注文すると定期購入だった！

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

スマホの広告から、お試し3千円の美容液を注文した。請求書に次回発送日が書いてあり定期購入に気が付いた。すぐ解約の連絡をしたが電話が繋がらず、チャットから解約を申し出た。すると4回継続が条件のコースで解約はできない、総額4万5千円になると言われた。(70代女性)



- ◆「1回だけの購入のつもりが定期購入だった」という相談が多く寄せられています。
- ◆インターネット通販は、支払総額、解約・返品について記載することになっており、書かれた内容については、事業者のルールに従わなければなりません。
- ◆商品を注文する際には、「お試し価格」などのお得な情報だけでなく、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認しましょう。

アドバイス

困ったときは、早
めに消費生活センター
に相談してください。